

THP登録者の皆様へ

「心とからだの健康づくり指導者登録規程」の改正について

平素は、当協会の健康確保事業につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

THP指導者登録申請において新規登録および登録有効期限を過ぎた後に再登録をご希望の際に「専門研修の修了証の写し」が必須であったところを、中災防で実施した専門研修を修了した方については省略できるものとなりました。

これに伴い、このたび「心とからだの健康づくり指導者登録規程」の改正を行いました。主な改正点は下記のとおりです。

記

旧：(登録の申請及び名簿への登録)

第3条 登録を受けようとする者は、THP指導者登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、登録に係る専門研修の修了証の写しを添付し、第12条に定める手数料を添えて中災防に提出することにより登録の申請を行う。

2 前項の場合において、登録の対象となる専門研修を修了した後3年を経過しているときは、第10条第2項に規定する活動単位を登録申請前3年以内に6単位以上取得したことを証する書類をレベルアップ研修履修等証明書(様式第2号)に添付し、前項に定める書類とともに提出するものとする。

新：(登録の申請及び名簿への登録)

第3条 登録を受けようとする者は、THP指導者登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、登録に係る専門研修の修了証の写しを添付し、第12条に定める手数料を添えて中災防に提出することにより登録の申請を行う。なお、中災防が実施する専門研修を修了した場合は、登録に係る修了証の写しの添付の必要はない。

2 前項の場合において、登録の対象となる専門研修を修了した後3年を経過しているときは、第10条第2項に規定する活動単位を登録申請前3年以内に6単位以上取得したことを証する書類をレベルアップ研修履修等証明書(様式第2号)に添付し、前項に定める書類とともに提出するものとする。なお、中災防が実施する専門研修を修了した場合は、登録に係る修了証の写しの添付の必要はない。

規程全文は中災防Webサイトよりご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/health/thp/leaders/pdf/kitei.pdf>

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後とも、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 企画管理課

TEL:03-3452-2517 FAX:03-3453-0730

mail: sk-kenko@jisha.or.jp